

EU における知的財産保護の現状

ブリュッセル・センター

EU は、2005 年の欧州委員会声明書にみられるようにコピー商品など、知的財産権侵害行為への対応を厳格化すると共に、その法制度を充実させ、域内での技術開発研究の普及・発展を促進することにますます力を入れている。そこで、今回は商標・著作権を含むコピー商品や模造品取り引きへの対策、個人使用のための音楽などの録音が簡易化してきたことから生じる著作権保護、共同体特許制度を中心に、EU における知的財産権保護について解説する。なお、本リポートはジェトロ・ブリュッセルが、亀岡 悦子氏(バンバール・アンド・ベリス (Van Beal & Bellis) 法律事務所)に依頼し作成したものである。

目 次

1. 商標・意匠	2
2. 著作権	3
3. 将来のEU特許制度	4
4. 技術移転契約に関する一括適用除外規則	6
5. むすびにかえて	7

1. 商標・意匠

共同体意匠・商標については、単一出願で EU 加盟国すべてに有効な共同体意匠・商標を取得することができる。意匠は、色彩、形状、輪郭などの外観の特徴を対象とする。スペインのアリカンテにある欧州共同体商標意匠庁（OHIM）へ出願する。意匠は出願が必要なものと必要でないものがあるが、出願されると 5 年間有効で、最長 25 年まで延長可能である。商標は、図形、特に個人の名称、デザイン、文字などがある企業の製品、サービスと結びつき、他企業と区別することができる場合成立する。出願先はやはり欧州共同体商標意匠庁だが、加盟各国特許商標庁、ベネルックス商標庁でもよい。有効期間は 10 年間が基本で、期限の限定なく延長可能である。

また、2007 年 1 月 1 日からブルガリアとルーマニアが EU 加盟国となることが欧州委員会によって確認されたが、欧州共同体商標意匠庁によると、登録済・出願中の欧州共同体商標・意匠はこれらの国においても有効であり、新加盟国においても有効となった欧州共同体商標・意匠が、その加盟国における先行する権利と相反する場合には、新規加盟国は、欧州共同体商標および意匠の使用を禁ずることができる。

EU 域内へのコピー商品や模造品の数・組織的犯罪行為が増加している。EU 域内での摘発額は 1 億ユーロに達し、製品の種類も従来の服飾品、DVD などから、食品、アルコール類、化粧品、玩具、航空機、自動車部品、電気機器、医薬品と範囲が広がる傾向が見られる。欧州委員会は、加盟各国による罰則規定はそれぞれ内容が異なる上、EU 市場内では商品の自由移動が保証されているため、取り締まりの緩い加盟国から EU 市場全域にこれらの商品が持ち込まれ、コピー商品の急増・組織的犯罪に対抗できないと警告し、模造品対策のための行動計画の発表、加盟各国の罰則の調和を図るなど、対策を強化しつつある。知的財産権に関する 2004 年 4 月 29 日付指令 (Directive 2004/48/EC of the European Parliament and of the Council on the enforcement of intellectual property right) は、模造・偽造品についての取り締まりを規定しており、2006 年 4 月までに加盟各国での国内法制化が要請されていた。これらの EU の動きは、米国の規制強化と並行するもので、コピー商品などに対する国際的な取り組みが広がっていることを示す。米国も商務省に専門のポストを設けるなど制度を整えつつ、商標の不正利用などへの規制を強化している。商標は特に食品、飲料生産者にとってそのイメージを維持するために重要で、こ

れら分野の企業による商標に関する紛争は多い。飲料・食品類に限らず商標に関する訴訟は EU および加盟国レベルとも後を絶たない。例えば、欧州司法裁判所判例によれば、登録商標を広告の中で正当な理由なしに使用することは許されないが、中古車ディーラーが、BMW 社の自動車を専門に扱っていることを示すために広告の中で BMW の商標を使用することは許される。また、1999 年のアディダス事件では、欧州司法裁判所は偽造・模造品については、輸入品の申告者あるいは荷受人の身元を明かさないとする国内法を適用しないと判断している。偽造・模造品の EU 市場への流通を防ぐことは、偽造・模造品輸入者等の身元情報の保護よりも重要であり、もし輸入者・荷受人の名が明かされなければこれらの者に対し訴えを起こすことも困難であることを理由としている。

2. 著作権

知的財産権の中でも著作権は、EU レベルでの統一した扱いが整備されておらず、EU 加盟国それぞれの国内法に拠る所が多い。著作権は著者の死後 70 年間保護される。ベルギーでは、2006 年 5 月 9 日にブラッセル第一審裁判所がグーグルに対してベルギー著作権法違反を理由に 200 万ユーロ（約 3 億円）の履行強制金（履行しないと日毎にこの金額を課せられる）を課した事件が話題になった。この事件ではグーグルが他社の新聞雑誌等から抜粋した記事をそのウェブサイトニュース（Google News）として掲載していたため、この行為が著作権法に違反すると判断され、裁判所はニュースの掲載を禁止すると共に、ブラッセル第一審裁判所判決をグーグルのホームページに 20 日間掲載することをグーグルに命じている。

EU レベルでは、特に EU 加盟国におけるブランクの CD、MD、カセットテープなどのブランクメディアと録音機器に対する著作権料に加盟国によって大きな幅があることが問題となっている。現在、加盟国で導入されている制度は CD、DVD、カセットテープなどのブランクメディアや iPods、MP3 プレイヤーなどの機器に著作権を課すことによって、個人の私的利用目的の複製（プライベート・コピー）を許可しようとするシステムである。

インフォメーション・コミュニケーションテクノロジー協会とデジタルメディア産業による、この問題に関する研究の結果発表に続いて、2006 年 6 月 6 日には、欧州委員会が著作権徴収についての調査研究結果（アセスメント）を発表し内外から意見を公募した。これは欧州委員会が、2 年間かけて加盟国との協議によりプライベート・コピーをどこま

で認めるか、加盟各国でどのような著作権料徴収制度が設けられているかを調べた結果であり、「情報社会における著作権と著作隣接権に関する新しい欧州指令」の改正を背景としている。欧州委員会は、プライベート・コピーに使用されるブランクメディアや個人による録音のために使用される機器の製造者、輸入者に対し著作権料を課す方法が、現在の状況から適切かを検討している。欧州委員会によると、このシステムを導入した場合の問題点は、(1) コピーが主要な使用目的として製造された訳ではない機器にも著作権料が徴収されるおそれがあること、(2) 消費者は著作権料が既に含まれている作品を、さらに著作権の対象となる機器で使用する事になり、二重に支払っている印象を持つ可能性があること、(3) 異なる著作権法を有する 25 ヶ国それぞれの制度への影響がどの程度のものか不明であることが上げられる。著作権協会は、どのような機器・媒体が著作権徴収の対象となるかは慎重に吟味する必要があるが、著作権者を適切に保護するためにはこれらの製造者・輸入者から著作権料を徴収するという制度自体は必要であると主張している。

欧州委員会はこれらの調査の結果に基づいて、今年末に勧告を発表する予定で、その中でどのような機器・媒体が著作権料支払いから免れるのかを明らかにすることになる。

3. 将来の EU 特許制度

1997 年に欧州委員会によって提案された EU 特許制度案 (Community Patent) は、2003 年のリスボン欧州理事会で支持されたものの、未だに具体的な合意案に達していない。欧州委員会は、EU 特許制度の設立が、研究者や研究開発を行う企業にとって大きな利益になることを主張し、2006 年 1 月に意見公募手続に入り、IT、製薬会社、政府関係者から 2,500 件を超える意見を得た。さらに 7 月 12 日には公聴会を開いている。現在議論となっている点は、特許制度の基本的原則、欧州特許訴訟協定 (EPLA) の採択、EU レベルで特許制度を統一できる範囲である。産業界は、概ね EU 特許を支持しているようだが、EU 特許の利用によって、登録特許の数、審査費用が増加することに懸念を示す欧州企業もあった。

11 月には、欧州議会における科学技術オプションアセスメント (STOA) ワークショップなどにおいて、EU 特許あるいはその代替制度の採択についての議論がますます盛んに行われ、マイクロソフトのビル・ゲーツ会長と欧州委員会のチャーリー・マクリービー域内市場担当委員との会談においても、EU における特許保護についてが主要テーマであっ

たことが明らかになっている。以下に説明するように、2005 年 7 月には EU ソフトウェア特許指令案を否決した欧州議会も、2006 年 10 月には EU における特許保護現行制度を批判し、解決策を求める決議を行っている。マクリーヴィ欧州委員も、2003 年に否決された EU 特許制度について新たな案を欧州議会に提案しても、再度否決されると予想され、また閣僚理事会においても 25 ヶ国による全会一致での承認を得ることが今のところ不可能に近いことを認めている。そこでより現実的な代替案として、ロンドン協定と欧州特許訴訟協定の支持を提案している。ロンドン協定は、英語、フランス語、ドイツ語の 3 ヶ国語に特許の使用言語を限定する点で、負担が少ない。2000 年にこの協定は準備され、既に英国、ドイツ等が批准している。現在フランスの批准が待たれている。欧州特許訴訟協定は、31 ヶ国によって考え出された共通法的保護システムであるが、EU の機関ではない。この協定は、欧州特許裁判所の創設を構想している。EU の小国やスイスはこの協定を支持しているが、ドイツ、英国、フランスなどの特許訴訟が頻繁に起こる国がこの協定について積極的ではない。マクリーヴィ委員は今年末までにこの事態を解決するため、EU における特許保護についてアクションプランを発表することを約束している。

現在 EU 加盟国が属する欧州特許条約（EPC）は、欧州特許庁（EPO）をドイツのミュンヘンに置き、EU 加盟国以外の国もメンバーとする特許制度である。EPO によれば、2005 年の出願数は 19 万 3,623 件、日本からの出願数は 2 万 1,461 件で米国、ドイツに次いで多い。特許の排他的保護は、原則として最長 20 年間有効であるが、薬品等担当当局からの販売許可手続に時間がかかるものについては、5 年を限度に延長が可能である。

欧州特許と前述の EU 特許の主な違いは、EU 特許では加盟国のどこかで 1 度獲得した特許は加盟国すべてで同一の条件にて保護される一つの特許とみなされるのに対し、欧州特許制度では複数の締結国において保護される複数の特許とみなされ、締結国において付与される国内特許と同一条件の下、同一の保護を受けているということである。すなわち欧州委員会の提案している EU 特許制度は、より域内市場統一の理念に基づいたシステムといえる。

一方、ソフトウェアなどコンピュータープログラムにより実施される発明については、EU においても特許登録が可能であるが、特許は一般にソースコードをカバーするのみであり、そのアイデアの発明自体は保護しないため、保護が充分でないと主張されている。「コンピューター使用による発明の特許登録可能性についての指令」案は 2005 年 7 月に

欧州議会で否決されているが、特にソフトウェア-等を開発販売する中小企業、ハイテク関連企業によりその発明の EU 法の下での保護が提案され続けている。特に中小企業であることが多いハイテク関連企業は、複数の協定により特許が保護される複雑なシステムより、提案されている上記 EU 指令の施行の方が、手続の簡易さ、低費用、保護の地理的範囲、ライセンスによる収入増加の可能性などの諸点で有利であると考えている。現行制度では多くのソフトウェア・メーカーは自社のパテント侵害を理由に複数の加盟国裁判所に訴えることを強いられており、それぞれの裁判所による異なる手続に手間取り、異なる内容の判決を出され、その対処に煩わされることがある。

なお、このように EU 特許制度が成立していないため、前述した商標・意匠の取り扱いに相当する新規加盟国に配慮した特許に関する措置はとられていない。

一方、欧州特許侵害についても裁判上、最近、新たな動きがあり、欧州司法裁判所は 06 年 7 月、欧州特許侵害についての加盟国の管轄権は、その国のみに限られ、他の加盟国には及ばないと判断した。事件は原告が、複数の加盟国に設立された複数の企業を相手取って、特許侵害を主張し、オランダの裁判所に全加盟国に侵害を禁じる差し止めを行うよう訴えたことが発端であった。オランダの最高裁が欧州司法裁判所に付託判決（加盟国裁判所が欧州司法裁判所に法的判断を仰ぐシステム）を求めたところ、欧州司法裁判所は、オランダの裁判所が特許侵害を理由に、特許指定国すべてにおいて侵害を禁じる差し止め（クロスボーダー・インジャンクション）を命じることはできない趣旨の判決を下している（Roche v. Primus 欧州司法裁判所判決）。

4. 技術移転契約に関する一括適用除外規則

知的所有権は権利者に排他的権利を認め、その開発努力に報いることが公平とする考えに基づいているが、EU 競争法は市場を開放しそれを維持することにより消費者にも適切な利益が与えられることを趣旨とする。一見相反するように見えるが、どちらも研究開発と技術革新を促すことを意図している。困難な点は、開発者、芸術家等の保護の程度が、市場の競争の活発・開放性を維持しながら、バランスのとれた正当に評価されたものでなければならないことである。

EU の競争法は、欧州共同体設立条約の第 81 条と 82 条によって規定されており、そのうち 81 条は競争阻害行為の禁止をうたっている。ただし、同条第 3 項には、「商品の生産・

販売の改善または技術的・経済的進歩の促進に役立ち、かつ、消費者に対しその結果として生じる利益の公平な分配を行うものであって、次の各号の一に該当しない協定等は適用除外とすることができる」との適用除外条項がある。技術移転契約に関する一括適用除外規則とは、同 3 項に基づき、企業間の特許、ノウハウ、ソフトウェア著作権のライセンス協定などが、第 81 条で禁じられた競争阻害行為にあたる恐れがある場合でも、欧州委員会による個別審査なしに適用除外とみなされるための一定の条件を掲げるもので、2004 年 5 月 1 日から改正された新規則が施行されている。

なお、この適用除外規則は、パテントプール※や一般的な著作権のライセンス供与には適用されない。（※パテントプールとは、特許等の複数の権利者が、それぞれの所有する特許等または特許等のライセンスをする権限を一定の企業体や組織体に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるものをさす。）

一括適用除外条件は詳細にわたるもので、競業事業者間（同業企業間）の契約と非競業事業者間（非同業企業間）の契約に分けて規定されている。例えば、契約当事者の市場占有率は、競業企業者間では 20 パーセント以下、非競業企業間では 30 パーセント以下であることが条件となる。なお、契約の中に、第三者への再販売価格を一方的に設定する権限や生産量制限を認める条項がある場合には、欧州委員会による個別審査・判断が必要となる。

2004 年の技術移転に関する契約適用除外規則の改正は、技術移転契約が競争法に違反するかどうかの基準を大きく変えた。意是は契約を欧州委員会へ届け出ることによってその判断を仰ぐシステムだったが、改正後は、企業とその弁護士が自ら契約が競争法違反でないか判断するシステムに変わった。そのために、企業・その弁護士はこれまで欧州委員会・欧州司法裁判所が技術移転契約についてどのような判断を下してきたか、またその判断が今だに有効であるのか、個々のケースについて検討する必要がある点が難点である。

5. むすびにかえて

EU の政策は、特に既加盟国に対し、新技術の研究開発援助を促進する一方、新規加盟国に対しては、まずインフラストラクチャーを整えることを重視しながらも新技術開発へ漸進的に重点を移していくことを目指している。これは EU 国家援助・補助金政策をみると明らかである。また同時に、開発された技術が第三国での製品化に使用されるのではな

く、EU でその権利を保護し、EU 域内での製品としての実現化を可能とする政策を打ち立てようとしている。この傾向は今後も変わらないと思われる。